

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和7年9月3日（水）午後1時30分から午後4時5分までの間

第2 出席者 前田委員長（司会）・松尾委員・刈谷委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・地域参事官兼人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

1 委員説示

幸福を感じる尺度には、社会的地位や財産など他者との比較によって得られる「地位財」と、心身の健康や自己実現など他人と比較することなく自分自身が心から満足できる「非地位財」とがあります。地位財が一時的な幸福感であるのに対して、非地位財は持続的な幸福や充実感を得ることができ、価値観が多様化した現代において、こうしたウェルビーイングの視点を持つことが欠かせません。

警察であっても、企業であっても、一人一人が居心地の良い環境で仕事をし、心身ともに健康で暮らせることが最も大切であり、目先の満足にとらわれず、視野を広く持って、若い方たちの20年、30年先の幸せを想像しながら組織を運営していくことが、今我々に求められていると思います。

2 報告事項

(1) 国家賠償請求事件の提起について

警務部から、国家賠償請求事件の提起について報告があった。

各委員から、「客観的事実に基づいて粛々と対応していただきたい。」旨の発言があった。

(2) ウェアラブルカメラモデル事業の開始について

交通部から、ウェアラブルカメラモデル事業の開始について報告があった。

委員から、「モデル事業であることから、試行運用する中で課題も色々出てこ

ようかと思うが、トライアンドエラーで検証を重ね、しっかりと本格運用につなげていただきたい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「交通指導取締りの現場でトラブルが発生する場合等も想定し、取締り活動に伴う言動は全て撮影した方が良いと思う。映像が残っていれば、言った言わないの水掛け論などを避けることができ、取締りを受ける県民にとってもプラスになるのでは。」旨の発言があり、警察本部から、「客観的証拠の重要性が増す中、あくまでも交通違反の証拠を収集することが撮影の本旨であり、また、限りなくプライバシーの侵害などに十分配慮した上での運用を想定している。いずれにしても警察庁の新しい取組であることから、国民・県民の理解を得られるよう、今回の試行を通してしっかりと問題点を洗い出し、十分な制度設計がなされるよう貢献してまいりたい。」旨の説明があった。

第4 個別決裁

1 風俗営業者に係る営業停止命令について

生活安全部から、風俗営業者に係る営業停止命令について説明があり、了承した。

2 審査請求に係る審理手続きの終結について

交通部から、審査請求に係る審理手続きの終結について説明があり、了承した。

3 公安委員会に対する苦情に係る調査結果及び苦情申出者に対する回答について

公安委員会事務室から、公安委員会に対する苦情に係る調査結果及び苦情申出者に対する回答について説明があり、了承の上、回答について原案のとおり決定した。

4 審査請求に係る裁決書及び裁決書謄本の送付通知について

公安委員会事務室から、審査請求に係る裁決書及び裁決書謄本の送付通知について説明があり、了承の上、原案のとおり決定した。

5 公安委員会定例会議の議事録について

公安委員会事務室から、令和7年8月27日に開催した公安委員会定例会議「議事録」について報告があり、了承した。

第5 個別報告

○ 監察案件について（2件）

監察課から、監察案件について報告があった。

第6 意見の聴取及び聴聞関係

運転免許センターから、運転免許の行政処分に係る意見の聴取等の結果について報告があり、審議の結果、11件（事故4件、飲酒2件、無免許1件、その他4件）の行政処分を決定した。